

○飯塚市建設工事低入札価格調査実施要領

平成30年3月27日

飯塚市告示第78号

改正 H31-124、H31-151、R4-96、R5-109

(趣旨)

第1条 この告示は、工事における品質の確保及び履行の適確性の向上を図るため、飯塚市が競争入札により建設工事の請負契約を締結しようとする場合に、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第2項に基づき行う調査(以下「低入札価格調査」という。)の実施等に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象は、飯塚市建設工事総合評価競争入札試行実施要領(平成30年飯塚市告示第62号。以下「総合評価試行要領」という。)に基づき入札を実施する建設工事とする。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を実施する基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、予定価格算出の基礎となった設計図書に基づき、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、調査基準価格を予定価格(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)で除して得た割合が10分の9.2を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、当該割合が10分の7.5に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、工事の性質上特に必要があると認められる場合は、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合を予定価格に乘じて得た額を調査基準価格とする。

3 契約の内容に適合した履行を確保するため、調査基準価格に1000分の985を乗じて得た額(千円未満切上げ)を落札価格(消費税及び地方消費税を除く。)の最低限度の基準(以下「失格基準価格」という。)とし、これに満たない価格をもって入札したものについては、落札者とししないものとする。

(H31-124、H31-151、R4-96一改)

(調査基準価格及び失格基準価格の記載)

第4条 調査基準価格及び失格基準価格は、あらかじめ飯塚市契約規則(平成18年飯塚市規則第61号)第17条第2項に規定する予定価格調書に、ともに記載しなければならない。

(調査対象者等)

第5条 調査対象者は、予定価格の制限の範囲内で第3条第3項に該当した者を除き、総合評価試行要領第8条第1項に基づき算出する評価値が最も高い者で当該入札価格(消費税及び地方消費税を除く。)が、第3条第1項又は第2項に規定する調査基準価格に満たない額である者とする。なお、入札の結果、調査対象者がいる場合は、入札者全員に落札者の決定を一旦保留し、低入札価格調査を実施する旨を告げて入札を終了するものとする。

2 調査対象者は、指定された日までに、次に掲げる資料を提出しなければならない。なお、指定された日までに提出しない場合は、当該者の入札を無効とする。

- (1) 低入札価格調査報告書(様式第1号)
- (2) 当該価格での応札が可能となった理由書(様式第2号)
- (3) 入札金額の積算内訳書(様式第3-1号)、内訳書に対する明細書(様式第3-2号)
- (4) 配置現場代理人等名簿(様式第4号)
- (5) 手持ち工事の状況(様式第5号)
- (6) 契約対象工事箇所と調査対象者の事業所、倉庫等との地理的關係(様式第6号)
- (7) 手持ち資材の状況(様式第7号)
- (8) 資材購入先又は資材リース元の状況(様式第8号)
- (9) 手持ち機械の状況(様式第9号)
- (10) 機械リース元の状況(様式第10号)
- (11) 労務者の具体的供給見通し(様式第11号)
- (12) 過去に施工した公共工事名及びその工事の発注者(様式第12号)
- (13) 建設副産物の処理計画(様式第13号)
- (14) 下請負契約の予定の有無(様式第14号)
- (15) 経営状況に関する書類(様式第15号)
- (16) 前各号に掲げるもののほか必要と認める資料

(H31-124一改)

(低入札価格調査委員会)

第6条 調査対象者に関し、前条第2項各号の資料に基づき必要な調査及び審議(以下「調査等」という。)を行うため、低入札価格調査委員会(以下「調査委員会」と

いう。)を設置する。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 契約課長
- (3) 契約課長補佐
- (4) 当該工事担当部長
- (5) 当該工事担当部次長
- (6) 当該工事担当課長
- (7) 当該工事担当課長補佐
- (8) 当該工事担当係長

3 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は総務部長とし、副委員長は契約課長とする。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 調査委員会の会議は、委員長が招集する。

7 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

8 委員長が必要と認めたときは、会議に調査対象者又は関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

9 調査委員会の庶務は、契約課において処理する。

(調査委員会による調査等の結果による措置)

第7条 調査委員会は、調査等の結果について飯塚市工事請負等業者選考委員会に報告し、調査対象者の価格によって当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないか、又は調査対象者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないかについて諮るものとする。

2 調査対象者となったものを落札者とし契約を締結する場合の契約保証金及び前払金の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 契約保証金の額は、請負代金額の10分の3以上とする。
- (2) 前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とし、中間前払金は支払わないものとする。

(R5-109一改)

(次順位の入札者等の準用)

第8条 前条の規定により飯塚市工事請負等業者選考委員会に諮った結果、調査対象者を落札者としないうことと判断した場合には、予定価格の制限の範囲内で失格基

準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、次に評価値が高い者（「次順位者」という。以下同じ。）を落札者とする。ただし、当該次順位者の入札価格が、調査基準価格に満たない場合には、その者について低入札価格調査を行うものとする。

（R5-109一改）

（様式）

第9条 この告示に定める様式第1号から第15号までの様式は、別に定める。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日 告示第124号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月22日 告示第151号）

この告示は、平成31年5月7日から施行する。

附 則（令和4年3月31日 告示第96号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日 告示第109号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。